

20 歳になったら国民年金

国民年金は、年をとったときやいざというときの生活を、現役世代みんなで支えようという考えで作られた仕組みです。また、国民年金は 20 歳以上 60 歳未満の方は加入することが義務付けられています。20 歳になったら、忘れずに国民年金の加入手続きをしましょう！

Q. 1 国民年金の加入手続きは、いつ、どこですか？

A. 20 歳になったら、お住まいの市(区)役所または町村役場の国民年金担当窓口で手続きしてください。

●窓口に来ることができない場合は、郵送による手続きも可能です。

Q. 2 毎月の保険料はいくら？

A. 月額 15,250 円(平成 26 年度)です。

付加年金をご存知ですか

- 15,250 円の保険料に加えて月額 400 円の付加保険料を納めると、老齢基礎年金とあわせて付加年金を受け取れます。
- 付加年金の年金額は「200 円×納付月数」で計算されます。
例えば付加保険料を 10 年間納付して、65 歳から 80 歳(15 年間)まで付加年金を受け取ると、
付加保険料納付額…400 円×120 月=48,000 円
付加年金額……………200 円×120 月×15 年=360,000 円です。312,000 円もお得！
※付加保険料を納めるには、付加保険料の申し込みが必要です。

Q. 3 保険料を安くする方法はあるの？

A. あります！前納制度をご利用ください。

- 保険料を早めに納めること(前納)により、保険料が割引になります。
※前納制度と口座振替をセットにすることで、さらに割引になります。

Q. 4

毎月15,250円は払えない。
どうすればいいの？

A. 国民年金保険料を納めることが経済的に困難な場合には、保険料の納付が猶予または免除される制度があります。
市（区）役所または町村役場の国民年金担当窓口もしくは年金事務所へご相談ください。

●手続きをしないと老後の年金を受け取れなくなったり、不慮の事故等により障害が残ってしまったときに、障害基礎年金を受け取れなくなる場合があります。

学生納付 特例制度

●学生の方の保険料納付が猶予されます

学生納付特例の期間は年金を受けるための期間として計算されますが、老齢基礎年金額には反映されません。

●所得のめやす

本人の前年所得が以下の計算式で計算した金額の範囲内であること

$$\text{扶養親族等の数} \times 38 \text{ 万円} + 118 \text{ 万円}$$

若年者納付 猶予制度

●30歳未満で学生以外の方の保険料納付が猶予されます^(注)

納付猶予の期間は年金を受けるための期間として計算されますが、老齢基礎年金額には反映されません。

(注)平成37年6月までの期間措置です。

●所得のめやす

本人、配偶者の前年所得が以下の計算式で計算した金額の範囲内であること

$$(\text{扶養親族等の数} + 1) \times 35 \text{ 万円} + 22 \text{ 万円}$$

※学生の方はこの制度をご利用できません。
「学生納付特例制度」をご利用ください。

上記の「学生納付特例制度」、「若年者納付猶予制度」の他に、所得に応じた免除制度があります。

詳しくは、お近くの年金事務所にお問い合わせください。